

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する
 条例案要綱

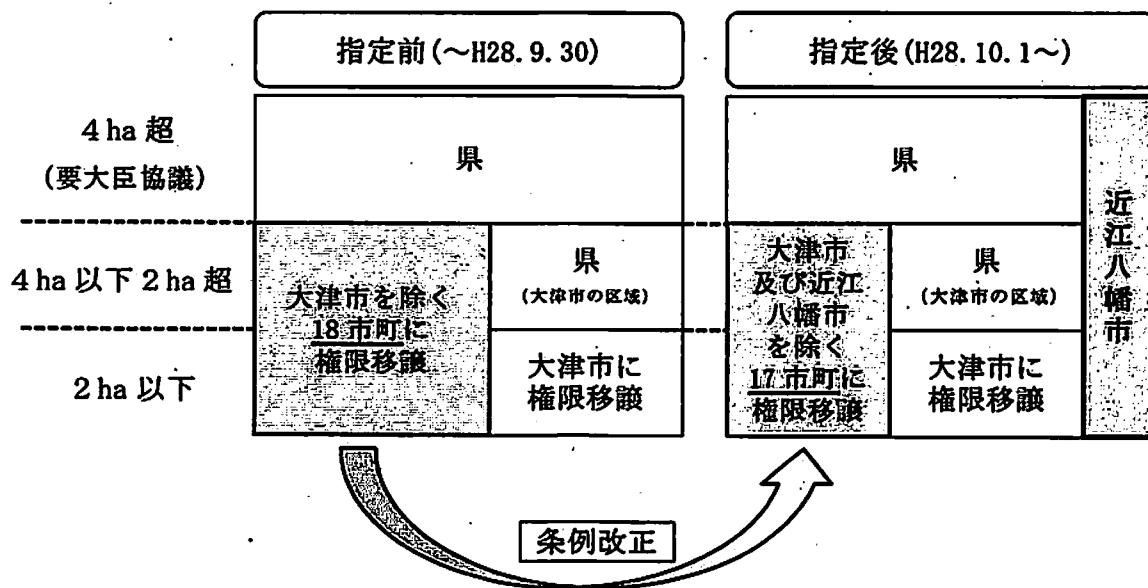
1 改正の理由

農地法（昭和27年法律第229号）および農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により農林水産大臣が指定した市町村については、都道府県に代わり農地の転用の許可等の権限を有することとなるところ、近江八幡市が当該指定を受けたことから、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 近江八幡市が農林水産大臣の指定を受けたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

（参考）農地法に基づく農地の転用の許可に係る事務



滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
本則および付則 省略 別表（第2条関係） (1)～(18) 省略 (19) 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。） イ 法第4条第8項の規定による農地の転用の協議（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。） ウ 法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（イおよびオに掲げる事務に係るものに限る。） エ 法第5条第1項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利移動の許可（権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。） オ 法第5条第4項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利の取得の協議（権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。）	本則および付則 省略 別表（第2条関係） (1)～(18) 省略 (19) 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。） イ 法第4条第8項の規定による農地の転用の協議（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。） ウ 法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（イおよびオに掲げる事務に係るものに限る。） エ 法第5条第1項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利移動の許可（権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。） オ 法第5条第4項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利の取得の協議（権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。）

カ 法第49条第1項の規定による立入調査、測量ならびに物件の除去および移転（ア、エならびにコ（ア）および（イ）に掲げる事務に係るものに限る。）
キ 法第49条第3項の規定による通知および公示（カに掲げる事務に係るものに限る。）
ク 法第49条第5項の規定による損失の補償（カに掲げる事務に係るものに限る。）
ケ 法第50条の規定による報告の要求（アからクまでならびにコ（ア）および（イ）に掲げる事務に係るものに限る。）
コ 次に掲げる事務（アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。）
（ア） 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分
（イ） 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施および公告
（ウ） 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収
（エ） 法第52条の4の規定による農業委員会からの措置の要請の受理

(19)の2～(51) 省略

(52) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
ア 法第15条の2第1項の規定による開発行為の許可
イ 法第15条の2第6項および第7項（同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

カ 法第49条第1項の規定による立入調査、測量ならびに物件の除去および移転（ア、エならびにコ（ア）および（イ）に掲げる事務に係るものに限る。）
キ 法第49条第3項の規定による通知および公示（カに掲げる事務に係るものに限る。）
ク 法第49条第5項の規定による損失の補償（カに掲げる事務に係るものに限る。）
ケ 法第50条の規定による報告の要求（アからクまでならびにコ（ア）および（イ）に掲げる事務に係るものに限る。）
コ 次に掲げる事務（アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。）
（ア） 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分
（イ） 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施および公告
（ウ） 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収
（エ） 法第52条の4の規定による農業委員会からの措置の要請の受理

(19)の2～(51) 省略

(52) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
ア 法第15条の2第1項の規定による開発行為の許可
イ 法第15条の2第6項および第7項（同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

の規定による意見の聴取		の規定による意見の聴取	
ウ 法第15条の2第8項の規定による開発行為の協議		ウ 法第15条の2第8項の規定による開発行為の協議	
エ 法第15条の3の規定による開発行為の中止および復旧に必要な行為の命令		エ 法第15条の3の規定による開発行為の中止および復旧に必要な行為の命令	
オ 法第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告		オ 法第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告	
カ 法第15条の4第2項の規定による公表		カ 法第15条の4第2項の規定による公表	
以下 省略		以下 省略	